

定款、業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

2020年12月23日

電力広域的運営推進機関

- 本機関を取り巻く環境の変化等に適切に対応するため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を変更します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。背景、変更内容等については、それぞれの変更に関するスライドにて説明します。なお、以下の変更以外に、技術的な規定の変更等も実施しております。
 1. 新業務への対応に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド2～7】
 - 新業務への準備及び役員の定数に関する変更
 2. 広域系統整備に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～26】
 - 2-1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更
 - 2-2. 広域系統整備交付金交付に関する変更
 3. 系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド27～41】
 - リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更
 4. 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド42～52】
 - 災害等復旧費用の相互扶助に関する変更

1. 新業務への対応に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド2～7】
 - 新業務への準備及び役員の定数に関する変更
2. 広域系統整備に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～26】
 - 2-1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更
 - 2-2. 広域系統整備交付金交付に関する変更
3. 系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド27～41】
 - リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更
4. 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド42～52】
 - 災害等復旧費用の相互扶助に関する変更

広域機関は、設立段階においては、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備や全国大で平時・緊急時の需給調整等を行う実施機関としての役割を担うこととされており、これら業務を行うため、役員の定数に関し、以下のとおり規定している。

- ・ 役員の定数：「理事長 1 人、理事 4 人以内、監事 2 人以内」



設立段階からの業務に加え、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の整備に伴い、2020年7月からは「災害時連系計画の検討業務」が、2021年4月からは「広域系統整備に関する業務」、「災害等復旧費用の相互扶助業務」が広域機関業務として追加され、さらに2022年度には、以下の新たな業務が加わる予定

- ・ FIT制度に関する交付金の交付等
- ・ 今般新たに導入するFIP制度に関するプレミアムの交付
- ・ 太陽光パネル等の廃棄費用の積立 等



2022年度からの新たに加わる業務に対応するため、

- ・ 新たに加わる業務のための準備を行うことが必要
- ・ 役員（理事）の増員が必要

なお役員の増員については、国の審議会（※）においても、「(FIT制度に係る多額の)資金管理業務等に従事する役職員を増員するといった、資金管理体制の強化も進める必要がある。」旨、報告されている。

※ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ

今般の再エネ特措法改正に伴い、電力広域機関にFIT制度に係る多額の資金管理業務等が新たに追加されることとなる。他方、当該業務を担うことが想定される経理・財務部門については、電力広域機関の現行の事業規模に見合った人員しか配置されておらず、経理・財務部門の強化が急務である。

よって、当該資金管理業務等に従事する役職員を増員するといった、資金管理体制の強化も進める必要がある。

[変更内容]

- 「新たに加わる業務のための準備を行う」旨規定

【定款附則第 2 条】<新設>

【業務規程附則第 2 条】<新設>

- 理事の定数を、「4 人以内」から「5 人以内」に変更する旨規定

【定款第 2 8 条】<変更> (※)

【定款附則第 1 条】<新設>

※ 令和 4 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

(参考) 新業務への対応に関する規定の変更 (新旧対照表：定款)

【定款】

<変更前>

(役員の定数等)

第28条 本機関には、役員として、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

2 (略)

(新設)

【定款】

<変更後>

(役員の定数等)

第28条 本機関には、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

2 (略)

附則(令和 年 月 日)

(施行期日)

第1条 この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第28条の規定は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

(強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律に係る業務に関する準備行為)

第2条 本機関は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和2年法律第49号)の施行日前においても、同法第3条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)の規定により本機関が行う業務の実施に必要な準備行為を行うものとする。



【業務規程】

<変更前>

(新設)

【業務規程】

<変更後>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律に係る業務に関する準備行為）

第2条 本機関は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）の施行日前においても、同法第3条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定により本機関が行う業務の実施に必要な役職員の確保、業務設計、システム開発その他の準備行為を行うものとする。



1. 新業務への対応に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド2～7】
 - 新業務への準備及び役員の定数に関する変更
2. 広域系統整備に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～26】
 - 2-1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更
 - 2-2. 広域系統整備交付金交付に関する変更
3. 系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド27～41】
 - リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更
4. 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド42～52】
 - 災害等復旧費用の相互扶助に関する変更

再生可能エネルギー電源の大量導入等の環境変化に対応するとともに、国民負担の抑制及び大規模災害時における電力供給の信頼度維持・向上の観点に基づく電力の基幹系統を形成することが求められている。



- そのような中で、電力の基幹系統を効果的に整備するためには、我が国全体の基幹系統のあり方をより専門的かつ中立的に検討した上で、必要な基幹系統の整備を計画的に進めていくことが必要
- また、卸電力取引所では、地域間連系線の容量制約に起因した収益（値差収益）が発生しており、この収益については、国民の負担軽減のため、地域間連系線等の増強に活用することが必要



これらに対応するため、以下のとおり整理。

- 広域系統の公的な専門機関である広域機関が、費用便益評価に基づき、地域間連系線等の増強の具体的計画（広域系統整備計画）を策定・届出（※）
- 広域機関は、卸電力取引所から値差収益の納付を受け、地域間連系線等の整備・更新に関する費用に充てるための交付金（広域系統整備交付金）を交付（※）

※ 「広域系統整備計画の届出」及び「広域系統整備交付金交付」については、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」において、新たに、広域機関が実施する業務として定められている。

[変更内容]

- 広域系統整備計画の策定及び届出に関して、以下のとおり規定
 1. 広域系統長期方針を策定等するため、広域機関に新たに「広域連系系統のマスタープラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会」を設置し、既存の「広域系統整備委員会」とあわせて「設備形成に係る委員会」とする旨規定
 2. 広域機関は、マスタープラン等を踏まえ、広域系統整備計画を策定する旨規定
 3. 広域機関は、費用便益評価の結果、広域系統整備交付金交付の対象となった広域系統整備計画を、経済産業大臣へ届け出る旨規定

【定款第5条第5の3号】<新設>

【業務規程第46条～第48条、第54条、第56条、第58条、第59条第1項、第60条、第62条～第64条】<変更>

【業務規程第61条の2、第61条の3、第63条第4項、第63条の2、第63条の3】<新設>

【送配電等業務指針第31条、第33条、第41条、第44条、第46～第49条、第51条】<変更>

【送配電等業務指針別表6-1】<削除>

[変更内容]

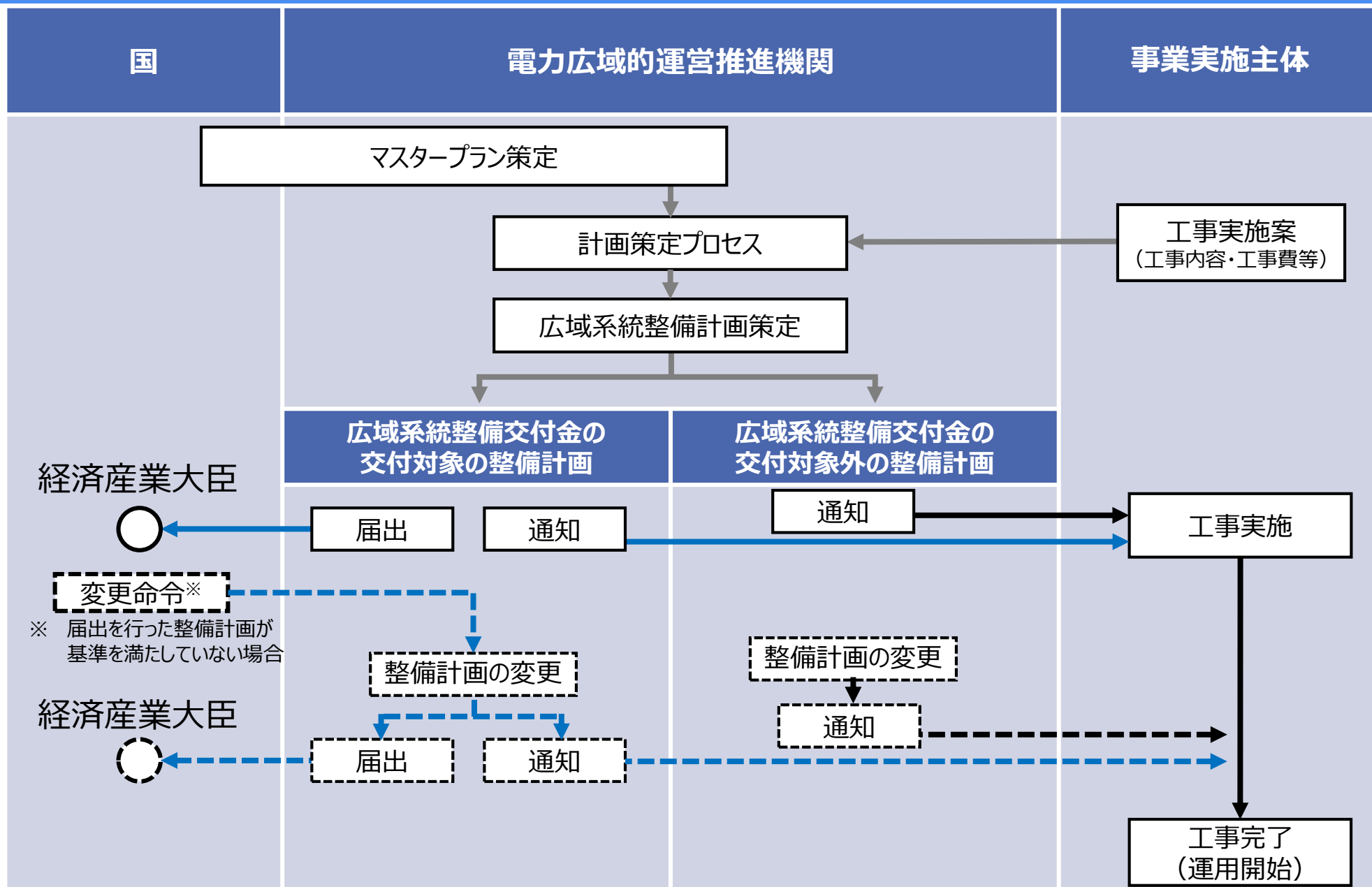
- 広域系統整備交付金の交付に関して、以下のとおり規定
 1. 広域系統整備交付金交付の対象となる広域系統整備計画に基づき系統増強等を行う事業者は、系統増強等に係る費用の額を広域機関へ届出し、広域機関は経済産業大臣へ提出する旨規定
 2. 広域機関は、卸電力取引所から値差収益の納付を受け、広域系統整備交付金として当該事業者に交付する旨規定

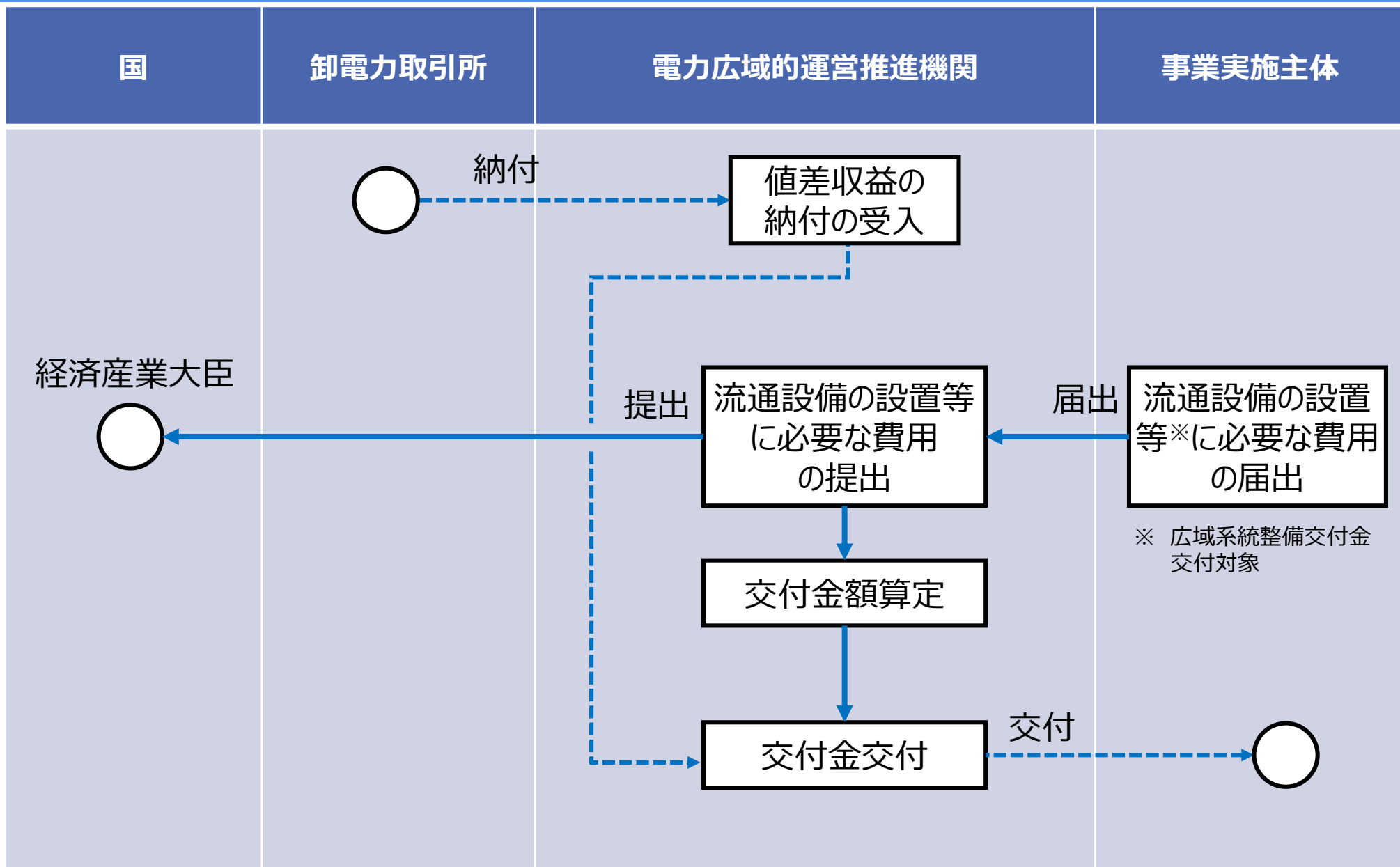
【定款第5条第5の2号、第56条の2】<新設>

【業務規程第59条第2項】<変更>

【業務規程第64条の2】<新設>

【送配電等業務指針第53条の2】<新設>





(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：定款)

【定款】

<変更前>

(業務内容)

第5条 (略)

一～五 (略)

(新設)

(新設)

六～九 (略)

(新設)

【定款】

<変更後>

(業務内容)

第5条 (略)

一～五 (略)

五の二 法第97条第1項の卸電力取引所から法第99条の8の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

五の三 前号に掲げる業務（以下「広域系統整備交付金交付業務」という。）を実施するため、法第28条の47第1項に規定する広域系統整備計画を策定すること。

六～九 (略)

(地域間売買取引の決算に係る利益の納付)

第56条の2 本機関は、広域系統整備交付金交付業務に要する費用に充てるため、法第99条の8の規定により、卸電力取引所から翌日市場における地域間売買取引の決算に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付を受けるものとする。



(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ①

【業務規程】

<変更前>

(広域連系系統の設備形成)

第46条 本機関は、法第28条の40第4号に基づき、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。

(広域系統整備委員会)

第47条 本機関は、前条の業務を行うに当たって、定款第41条に基づき、広域連系系統の設備形成に関する常設の委員会(以下「広域系統整備委員会」という。)を設置する。

(広域系統長期方針の策定)

第48条 本機関は、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針(以下「広域系統長期方針」という。)を策定し、10年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。

2・3 (略)

(計画策定プロセスの進め方の決定)

第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。

2 (略)

(基本要件及び受益者の決定)

第56条 本機関は、計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、広域系統整備委員会の検討(代替的な方策との比較検討を含む。)を踏まえ、広域系統整備の基本的な要件(以下「広域系統整備の基本要件」という。)及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者(以下「受益者」という。)の範囲を決定する。

【業務規程】

<変更後>

(広域連系系統の設備形成)

第46条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の2、第5号の3及び第8号の規定により、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。

(設備形成に係る委員会の設置)

第47条 本機関は、前条の業務を行うに当たって、定款第41条の規定により、広域連系系統の設備形成等に関する常設の委員会(以下「設備形成に係る委員会」という。)を設置する。

(広域系統長期方針の策定)

第48条 本機関は、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針(以下「広域系統長期方針」という。)を策定し、10年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。

2・3 (略)

(計画策定プロセスの進め方の決定)

第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。

2 (略)

(基本要件及び受益者の決定)

第56条 本機関は、計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、設備形成に係る委員会の検討(代替的な方策との比較検討を含む。)を踏まえ、広域系統整備の基本的な要件(以下「広域系統整備の基本要件」という。)及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者(以下「受益者」という。)の範囲を決定する。



(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ②

【業務規程】

<変更前>

(実施案の募集及び決定)

第58条 (略)

- 2 前項にかかわらず、本機関は、既設設備の増強が適当であると認めた場合その他実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。
- 3 本機関は、前各項に基づき提出された実施案について、広域系統整備委員会において、経済性、系統の安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、実施案及びその事業実施主体を決定する。

(受益者及び費用負担割合の決定)

第59条 本機関は、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、広域系統整備に要する費用の費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）を決定する。

- 2 本機関は、前項に掲げる場合において、実施案に基づき、第56条に基づき決定した受益者以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合を決定する。

【業務規程】

<変更後>

(実施案の募集及び決定)

第58条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、既設設備の増強が適当であると認めた場合その他実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。
- 3 本機関は、前各項の規定により提出された実施案について、設備形成に係る委員会において、経済性、系統の安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、実施案及びその事業実施主体を決定する。


(受益者及び費用負担割合等の決定)

第59条 本機関は、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、広域系統整備に要する費用の費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）等を決定する。

- 2 本機関は、前項に掲げる場合において、実施案に基づき、第56条の規定により決定した受益者以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合等を決定する。



(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ③

【業務規程】		【業務規程】
<p style="text-align: center;"><変更前></p> <p>(広域系統整備計画の策定) 第60条 本機関は、<u>広域系統整備</u>委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定し、公表する。 <u>2 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体及び受益者に対し、策定した広域系統整備計画の内容を通知する。</u></p>		<p style="text-align: center;"><変更後></p> <p>(広域系統整備計画の策定) 第60条 本機関は、<u>設備形成に係る</u>委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定する。 (削る)</p>
<p>(新設)</p>		<p><u>(広域系統整備計画の公表及び通知)</u> 第61条の2 本機関は、<u>第60条の規定により広域系統整備計画を策定した場合には、策定した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。</u></p>
<p>(新設)</p>		<p><u>(広域系統整備計画の届出)</u> 第61条の3 本機関は、<u>第60条の規定により策定した広域系統整備計画が、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金(以下「広域系統整備交付金」という。)の交付業務の実施対象となる場合は、法第28条の47第2項に規定する事項を記載した広域系統整備計画を経済産業大臣へ届出を行う。</u></p>
<p>(広域系統整備計画の進捗状況の把握) 第62条 (略) 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を<u>広域系統整備</u>委員会に報告する。 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について<u>広域系統整備</u>委員会において検討を行う。</p>		<p>(広域系統整備計画の進捗状況の把握) 第62条 (略) 2 本機関は、前項の<u>規定</u>により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を<u>設備形成に係る</u>委員会に報告する。 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について<u>設備形成に係る</u>委員会において検討を行う。</p>

(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ④

【業務規程】

<変更前>

(広域系統整備計画の変更)

第63条 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。

2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。ただし、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。

3 本機関は、前各項に基づき、広域系統整備計画を変更した場合には、速やかに変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、広域系統整備計画の内容を通知する。

(新設)



【業務規程】

<変更後>

(広域系統整備交付金の交付業務の実施対象外の広域系統整備計画の変更)

第63条 本機関は、広域系統整備交付金の交付業務の実施対象でないとして、第61条の3の規定による届出を行っていない広域系統整備計画を変更するときは、設備形成に係る委員会において検討の上、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第61条の3の規定による届出を行っていない広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、設備形成に係る委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。

3 本機関は、前各項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。

4 本機関は、第1項の規定により変更する広域系統整備計画を広域系統整備交付金の交付業務の実施対象としようとする場合には、再度、計画策定プロセスを実施する。

【業務規程】

<変更前>

(新設)

(新設)

【業務規程】

<変更後>

(広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる広域系統整備計画の変更)

第63条の2 本機関は、広域系統整備交付金の交付業務の実施対象であるとして、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画を変更する場合は、設備形成に係る委員会において検討の上、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ変更の届出を行う。

2 前項の規定にかかわらず、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の変更が、法第28条の47第3項ただし書の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更である場合には、本機関は、設備形成に係る委員会における検討を経ることなく、当該広域系統整備計画を変更し経済産業大臣へ変更の届出を行うことができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。

3 本機関は、前各項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。

(経済産業大臣からの変更命令による広域系統整備計画の変更)

第63条の3 本機関は、第61条の3又は第63条の2の規定により届出を行った広域系統整備計画に対して経済産業大臣から変更すべきことを命じられた場合には、設備形成に係る委員会において検討の上、法第28条の47第4項各号に適合するよう変更し、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届出を行う。

2 本機関は、前項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。



【業務規程】

＜変更前＞

(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い)
第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。

(新設)

【業務規程】

＜変更後＞

(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い)
第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。

(広域系統整備交付金の交付)

第64条の2 本機関は、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して広域系統整備交付金を交付するに当たり、事業実施主体から、毎年度、広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。

2 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出された費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。

3 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額を基に経済産業省令で定める算定方法により、交付する広域系統整備交付金の額を算定する。

4 本機関は、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。

5 本機関は、広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用開始から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間において、毎年度、第3項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に当該年度の早期に交付する。



(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ①

【送配電等業務指針】 <変更前>

(広域系統整備委員会への協力)

第31条 電気供給事業者は、広域系統整備委員会の要請に基づき、広域系統整備委員会の運営に関して協力しなければならない。

(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)

第33条 業務規程第51条第1号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。

一・二 (略)

2 (略)

3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第1項により計画策定プロセスを開始したか否かにかかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適否の状況を取りまとめ、広域系統整備委員会に報告するとともに公表する。

一・二 (略)

4 (略)

(実施案等の募集の要否の決定)

第41条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、広域系統整備委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。

【送配電等業務指針】 <変更後>

(設備形成に係る委員会への協力)

第31条 電気供給事業者は、業務規程第47条の規定により設置された広域連系系統の設備形成等に関する常設の委員会 (以下「設備形成に係る委員会」という。)の要請に基づき、設備形成に係る委員会の運営に関して協力しなければならない。

(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)

第33条 業務規程第51条第1号に規定する計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。

一・二 (略)

2 (略)

3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第1項の規定により計画策定プロセスを開始したか否かにかかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適否の状況を取りまとめ、設備形成に係る委員会に報告するとともに公表する。

一・二 (略)

4 (略)

(実施案等の募集の要否の決定)

第41条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、設備形成に係る委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。



(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ②

【送配電等業務指針】 <変更前>

(実施案の募集を行わない場合の手続)

第44条 本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を踏まえ、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、有資格事業者の中から実施案の提出を求める事業者を決定する。

2 前項に基づき実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならない。

(実施案及び事業実施主体の評価方法)

第46条 (略)

2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。ただし、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。

3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。ただし、実施案を改善する場合であって、広域系統整備委員会において認められたときは、この限りでない。

4 (略)

【送配電等業務指針】 <変更後>

(実施案の募集を行わない場合の手続)

第44条 本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を踏まえ、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、有資格事業者の中から実施案の提出を求める事業者を決定する。

2 前項の規定により実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならない。

(実施案及び事業実施主体の評価方法)

第46条 (略)

2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。ただし、軽微な修正については、設備形成に係る委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。

3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。ただし、実施案を改善する場合であって、設備形成に係る委員会において認められたときは、この限りでない。

4 (略)



【送配電等業務指針】 <変更前>

(費用負担割合の決定)

- 第47条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、本機関は、別表6-1に掲げる例を踏まえた検討の上、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。
- 2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討結果を示し、広域系統整備委員会へのオブザーバーとしての招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求めなければならない。
- 3 本機関は、広域系統整備委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定の上、費用負担候補者に通知する。
- 4 本機関は、前項において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第35条第2項又は第40条第5項により提起又は応募を取り下げた場合その他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項に準じ、再度、費用負担割合を検討する。



【送配電等業務指針】 <変更後>

(費用負担割合の決定)

- 第47条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、本機関は、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。
- 2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討結果を示し、設備形成に係る委員会へのオブザーバーとしての招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求めなければならない。
- 3 本機関は、設備形成に係る委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定の上、費用負担候補者に通知する。
- 4 本機関は、前項の規定において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第35条第2項又は第40条第5項の規定により提起又は応募を取り下げた場合その他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項の規定に準じて、再度、費用負担割合を検討する。

(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ④

【送配電等業務指針】

<変更前>

別表6-1 広域系統整備の効果と受益者（費用負担者）に関する考え方の例（※）

	広域系統整備の効果	受益者（費用負担者）	
一般負担部分 における受益 者と費用負担 者の例	流通設備事故時における周波数の安定性の向上	・周波数安定性が向上する供給区域の需要者	受益を得る 需要者が存 する供給区 域の一般送 配電事業者 で分担
	大規模災害によって特定の供給区域における供給力の不足が発生した場合における、広域的な供給力の確保	・広域的な供給力の確保が可能になる供給区域の需要者	
	送電線のルートを複数化することにより、送電線の1ルートが断絶した場合に周波数維持のために発生する需要の遮断の回避	・需要の遮断が回避される供給区域の需要者	
	連系線を通じた電力の融通を見込むことによる特定の供給区域において確保すべき予備力の削減	・供給区域内に確保する予備力を削減できる供給区域の需要者	
	電圧を安定させる装置等の設置による電圧安定性の確保	・電圧安定性が確保される供給区域の需要者	
	卸電力取引所における供給区域間の約定価格差の解消又は減少	・約定価格が高い供給区域の需要者 ・約定価格が高い供給区域が連系線の片側に限らない場合は、全国的なメリットがあるため全供給区域の需要者（ただし、連系線で他の供給区域と接続されていない供給区域の需要者は除く。）	
特定負担部分 における受益 者と費用負担 者の例	個別の安定的な電力取引の確保	・当該の個別の電力取引により裨益する事業者（電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。）	当該の個別の電力取引を行う事業者
	他の供給区域に電気を供給する電源設置の制約の解消	・当該の電源の設置に伴う広域的な取引により裨益する事業者（電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。）	当該の電源を設置する者又は当該の電源から受電する者

※ 広域系統整備の効果が複数認められる場合はそれらを複合的に勘案の上、受益者を決定する。

【送配電等業務指針】

<変更後>

(削る)



【送配電等業務指針】 <変更前>

(費用負担割合の検討結果に不服がある場合)

第48条 前条第3項による通知内容(前条第4項なお書に基づく再検討後のものを含む。)に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。

2 本機関は、費用負担割合の再検討の要請を受けた場合、広域系統整備委員会において不服の内容及び理由を踏まえ、業務規程第59条及び前条に準じた再検討を行い、その結果を通知する。

(広域系統整備計画の内容)

第49条 (略)

- 一 流通設備の増強の必要性及び代替案との比較の考え方
- 二 増強する流通設備の容量及びその考え方
- 三 流通設備の増強の方法(増強又は新設の別、概略ルート)及びその考え方
- 四 概略工事費及びその考え方
- 五 流通設備の増強の完了時期
- 六 実施案及び事業実施主体の選定結果
- 七 受益者及びその考え方
- 八 増強費用の負担割合及びその考え方
- 九 その他広域連系系統の整備に関する事項

【送配電等業務指針】 <変更後>

(費用負担割合の検討結果に不服がある場合)

第48条 前条第3項の規定による通知内容(前条第4項後段の規定による再検討後のものを含む。)に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。

2 本機関は、費用負担割合の再検討の要請を受けた場合、設備形成に係る委員会において不服の内容及び理由を踏まえ、業務規程第59条及び前条の規定に準じて再検討を行い、その結果を通知する。

(広域系統整備計画の内容)

第49条 (略)

- 一 広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容
- 二 整備又は更新をしようとする流通設備
- 三 流通設備の整備又は更新の方法
- 四 工事費の概算額、運転維持費の概算額及び費用負担の負担割合等及びその考え方
- 五 流通設備の整備又は更新の工事の完了の予定時期
- 六 事業実施主体
(削る)
- 七 その他広域連系系統の整備に関する事項
(削る)



(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ⑥

【送配電等業務指針】 <変更前>

(計画策定プロセスの終了)

第51条 (略)

- 一 第38条第1項に基づき、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合
 - 二・三 (略)
 - 四 その他広域系統整備委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合
- 2 本機関は、前項第3号又は第4号にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第39条から前条に準じ、計画策定プロセスを継続する。
- 3 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は業務規程第51条第3号に基づく検討の要請者、応募事業者及び費用負担候補者の意見を聴取しなければならない。

(新設)

【送配電等業務指針】 <変更後>

(計画策定プロセスの終了)

第51条 (略)

- 一 第38条第1項の規定により、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合
 - 二・三 (略)
 - 四 その他設備形成に係る委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合
- 2 本機関は、前項第3号又は第4号の規定にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第39条から前条までの規定に準じて、計画策定プロセスを継続する。
- 3 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は業務規程第51条第3号の規定による検討の要請者、応募事業者及び費用負担候補者の意見を聴取しなければならない。

(広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出)

第53条の2 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付を受けることができる。

2 事業実施主体は、前項の広域系統整備交付金の交付を受けるに当たり、広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の使用開始から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。



1. 新業務への対応に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド2～7】
 - 新業務への準備及び役員の定数に関する変更
2. 広域系統整備に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～26】
 - 2-1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更
 - 2-2. 広域系統整備交付金交付に関する変更
3. 系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド27～41】
 - リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更
4. 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド42～52】
 - 災害等復旧費用の相互扶助に関する変更

同一事業者が同一地域で発電所の建替えを行い同一系統にアクセスすること（既存発電設備のリプレイス）は、新規発電設備等の設置であるということを踏まえると、系統連系に関しては、新規発電設備等の連系の場合と同様に取り扱うことが公平であるとの考えから、2015年に「リプレイス案件系統連系募集プロセス（※1）（以下「リプレイス募プロ」という）」を導入した。

※1 設備容量が10万kW以上の発電設備等がリプレイスされる場合で、かつ、広域機関がリプレイス募プロ対象と判断した場合に、広域機関が当該発電設備等が連系する送電系統への系統連系希望者を募集するもの



現行のリプレイス募プロの規定では、送電系統の空き容量の情報は公開することとはしているものの、以下のような場合、当該事業者以外の事業者は、空き容量が増加したことに気付くことが困難であるため、情報取得の面で不利となる。

- 10万kW以上の発電設備等が廃止される場合であっても、例えば、リプレイス後の発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量の範囲内である場合など、リプレイス募プロの基準を満たさない場合
- 発電設備等の休止など、送電系統の空き容量の増加の要因が廃止ではない場合



これらに対応するため、情報の公開方法に関する新たなルールを策定

また、手続きの合理化を図るため、情報公開に関する新たなルール策定に合わせて、リプレイス募プロに関する規定を廃止し、現行の「電源接続案件一括検討プロセス（※2）（以下「一括検討プロセス」という）」に関する規定を一部変更することで対応

※2 発電設備等を送電系統に連系等するにあたり、送電系統の容量が不足し増強工事が必要となる場合、近隣の案件も含めた対策を立案し、系統連系希望者で増強工事費を共同負担するプロセス

[変更内容]

① リプレース募プロの廃止のため、規定を変更

【業務規程第90条～第96条、附則（平成28年4月1日）第2条】 <削除>

【送配電等業務指針第93条】 <変更>

【送配電等業務指針第120条の4第4項、第125条～第131条、
附則（平成28年4月1日）第5条】 <削除>

② リプレースの有無に関わらず、発電設備等の休止、廃止又は最大受電電力の減少により、送電系統の連系可能量が10万kW以上増加することが確実に見込まれる場合、一般送配電事業者は、

- ・ 増加する連系可能量（増加連系可能量）、時期及び連系可能量が増加する送電系統をウェブサイトにおいて公表する旨規定
- ・ 公表日から12か月間、増加連系可能量を確保する旨規定

【送配電等業務指針第124条】 <変更>

[変更内容]

③ 12か月の情報公表期間中であっても、以下の場合には、一般送配電事業者は一括検討プロセスを開始する旨規定

- ・ 一般送配電事業者が、過去の接続検討等の申込を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の出力が、既存の連系可能量を超過し、系統増強の見込みがあると判断した場合
- ・ 一般送配電事業者が、休廃止等手続に起因している発電事業者等から発電設備等の契約申込を受領した場合

【送配電等業務指針第89条、第120条の4】 <変更>

④ 休廃止等に起因して一括検討プロセスを開始した場合においても、増加連系可能量を開放することで系統増強が不要となる場合等は、早期の系統連系を目的とし、一括検討プロセスの手続きを一部省略できる旨規定

【送配電等業務指針第121条の2、第123条、第123条の2】 <変更>

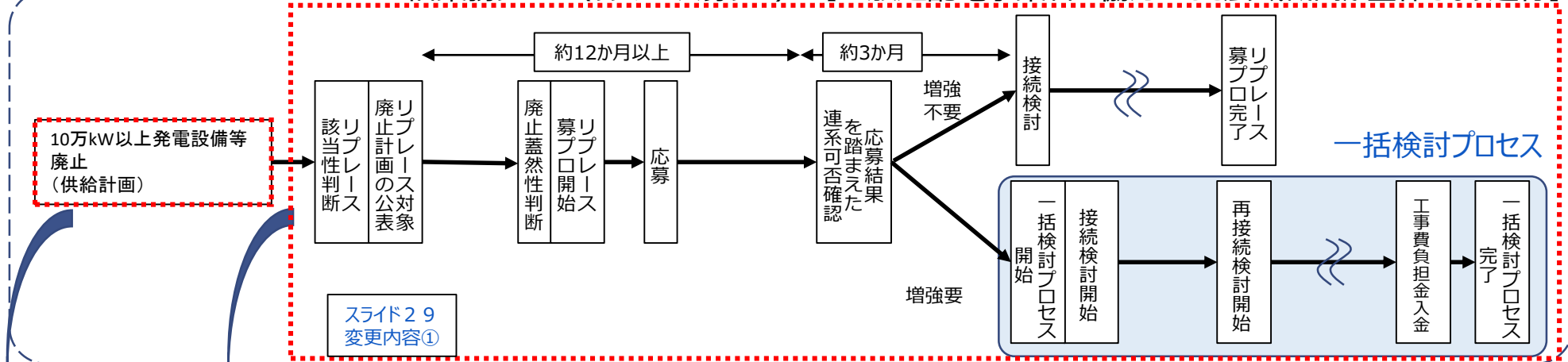
【送配電等業務指針第123条の9】 <新設>

⑤ 本ルールの実行日において、既にリプレース募プロを開始している案件等の取り扱いについて規定

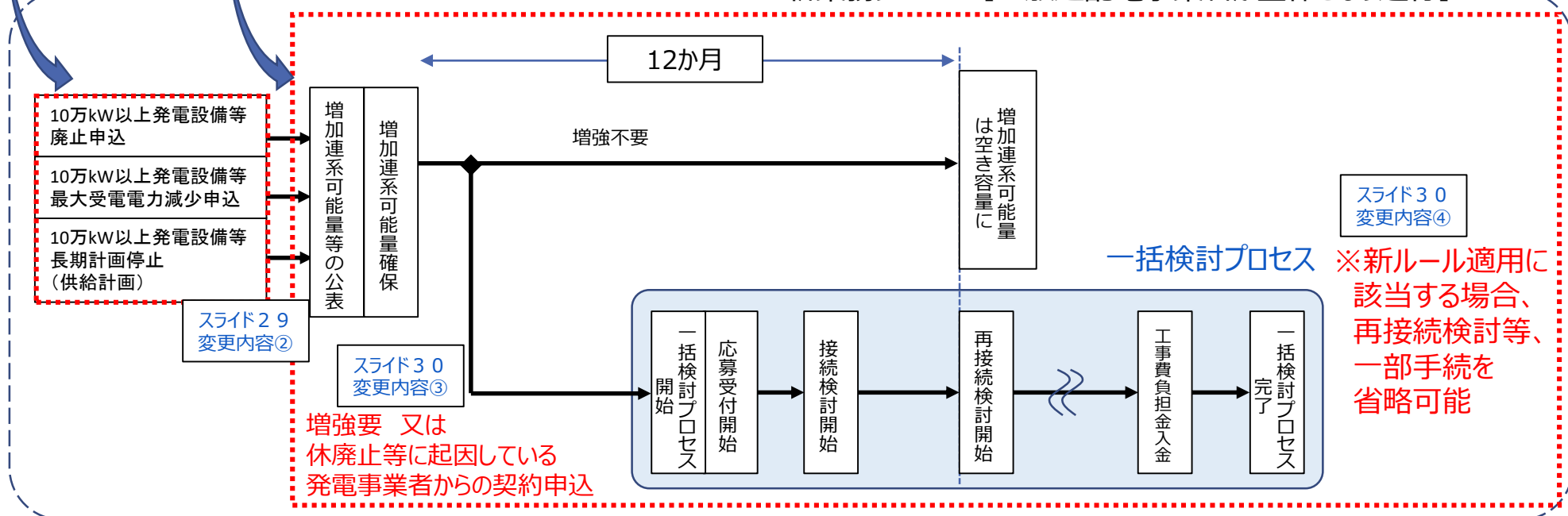
【業務規程附則第3条】 <新設>

【送配電等業務指針附則第2条】 <新設>

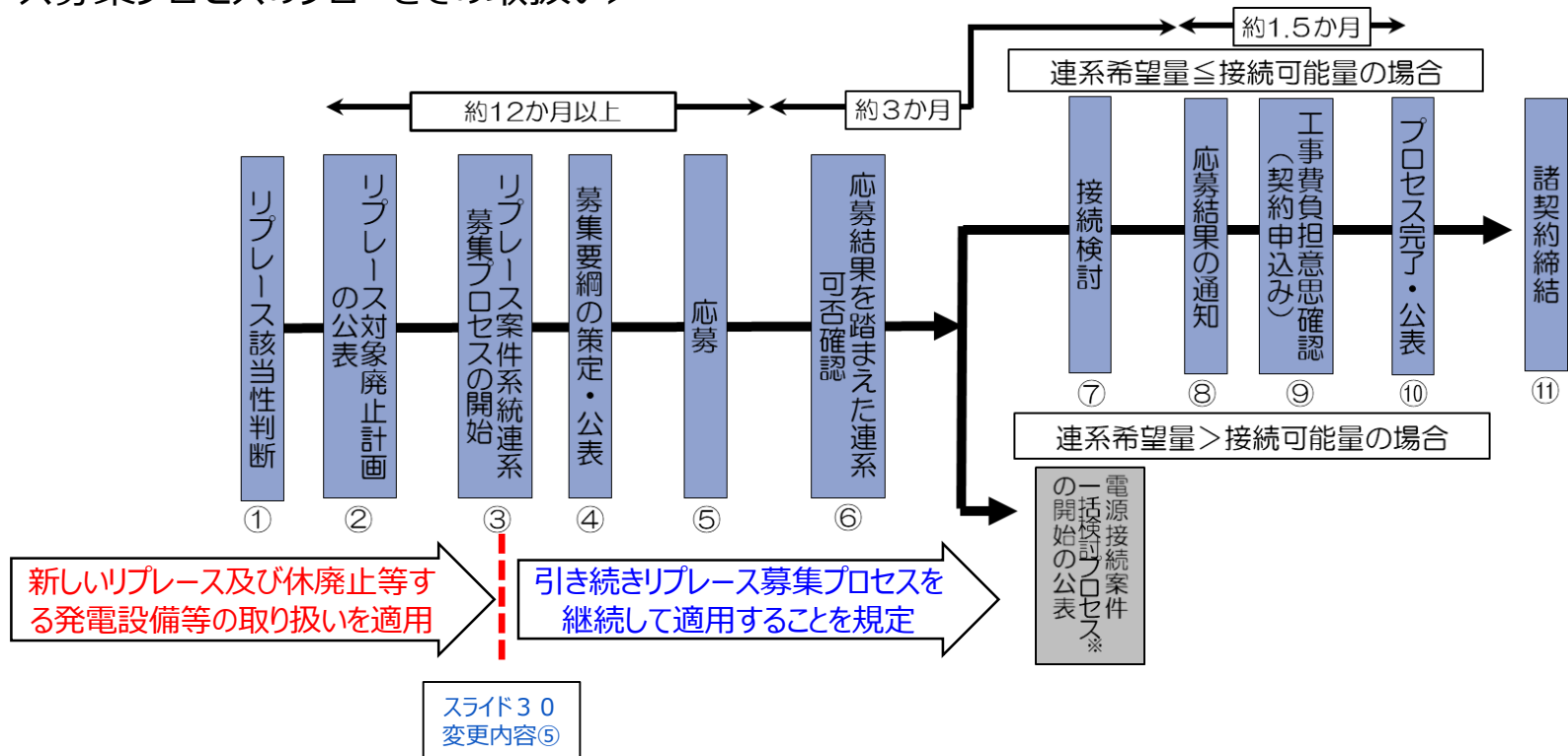
旧業務フロー (リプレース募プロ) 【一般送配電事業者の協力のもと広域機関が主体となり進行】



新業務フロー 【一般送配電事業者が主体となり進行】



＜リプレース募集プロセスのフローとその取扱い＞



(参考) 系統アクセスに関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ①

【業務規程】

<変更前>

(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)

第90条 (条文記載省略)

(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)

第91条 (条文記載省略)

(募集要綱の策定等)

第92条 (条文記載省略)

(リプレース案件系統連系募集プロセスの中止)

第93条 (条文記載省略)

(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)

第94条 (条文記載省略)

(連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い)

第95条 (条文記載省略)

(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い)

第96条 (条文記載省略)

附則 (平成28年4月1日)

(リプレース案件系統連系募集プロセスの適用)

第2条 (条文記載省略)



【業務規程】

<変更後>

第90条 削除

第91条 削除

第92条 削除

第93条 削除

第94条 削除

第95条 削除

第96条 削除

附則 (平成28年4月1日)

第2条 削除

【業務規程】

＜変更前＞

(新設)

【業務規程】

＜変更後＞

附則（令和 年 月 日）

(リプレース案件系統連系募集プロセスに関する経過措置)
第3条 この業務規程の施行の際現にリプレース該当性判断を行
っている案件については、既にリプレースに該当するか否
かを判断した案件を除き、当該案件をリプレース発電設備等
の所在する供給区域の一般送配電事業者たる会員に通知する。
2 この業務規程の施行の際現にリプレース案件系統募集プロ
セスを開始している案件については、改正後の業務規程の規
定にかかわらず、なお従前の例による。



(参考) 系統アクセスに関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ①

【送配電等業務指針】 <変更前>

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

第89条 第88条第1項にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。

一～六 (略)

(新設)

2 (略)

3 第1項第2号及び第3号にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。



【送配電等業務指針】 <変更後>

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。

一～六 (略)

七 第120条の4第1項第5号に掲げる場合

2 (略)

3 第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。

(暫定的な容量確保の特例)

第93条 (略)

一 本機関から業務規程第64条、第91条第3項、第95条第2項及び第96条第3項の通知を受けた場合 当該通知の内容

二 第120条の4第1項に基づき電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合 第121条の2第1項において定めた内容

(暫定的な容量確保の特例)

第93条 (略)

一 本機関から業務規程第64条の通知を受けた場合 当該通知の内容

二 第120条の4第1項の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合 第121条の2第1項において定めた内容

(参考) 系統アクセスに関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ②

【送配電等業務指針】 <変更前>

(電源接続案件一括検討プロセスの開始)

第120条の4 (略)

- 一 一般送配電事業者が、第120条の2 に基づく 申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合
- 二 (略)
- 三 本機関から業務規程第75条第1項 に基づき 要請を受けた場合
- 四 本機関から業務規程第96条第1項に基づき要請を受けた場合

(新設)

- 2 一般送配電事業者は、第120条の2 に基づく 申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。



【送配電等業務指針】 <変更後>

(電源接続案件一括検討プロセスの開始)

第120条の4 (略)

- 一 一般送配電事業者が、第120条の2 の規定による 申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合
 - 二 (略)
 - 三 本機関から業務規程第75条第1項 の規定により 要請を受けた場合
 - 四 一般送配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量を超過すると判断した場合
 - 五 一般送配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、発電設備等の休止又は廃止等の手続（第107条に規定する手続により最大受電電力が減少された場合を含む。以下「休廃止等手続」という。）の対象となる送電系統を対象とする第88条の規定による申込みの申込書類を受領した場合で、系統連系希望者間の情報取得の公平性の観点から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合
- 2 一般送配電事業者は、第120条の2 の規定による 申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合 又は第1項第4号若しくは第5号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。

(参考) 系統アクセスに関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ③

【送配電等業務指針】 <変更前>

3 一般送配電事業者は、第1項各号に基づき電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第2項に基づき同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。

4 一般送配電事業者は、第1項第4号の場合は、第121条の2に準じて、必要事項を定め公表した上で募集対象となる送電系統への系統連系希望者の募集を省略し、第122条の3に基づく、接続検討の申込みに対する検討から実施することができる。

(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)

第121条の2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。

2 (略)

【送配電等業務指針】 <変更後>

3 一般送配電事業者は、第1項各号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第2項の規定により同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。

(削る)

(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)

第121条の2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。ただし、第120条の4第1項第4号又は第5号に掲げる場合において、電源接続案件一括検討プロセスを開始するときは、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要についての検討を省略することができる。

2 (略)



【送配電等業務指針】 <変更前>

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み)

第123条 第122条の11の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。

2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)

第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。

2～4 (略)

(新設)

【送配電等業務指針】 <変更後>

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み)

第123条 第122条の11の回答 又は第123条の9の通知を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。

2 前項の 規定により 申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。 ただし、第123条の9の通知を受領した系統連系希望者が契約申込みを行う場合においては、その限りではない。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)

第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること 及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、同条に規定する保証金が入金されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。

2～4 (略)

(電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部の省略)
第123条の9 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において増強工事が不要となった等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したときは、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略することができる。この場合において、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、その旨及び電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込手続の内容を書面にて通知し、必要な説明を行う。



【送配電等業務指針】 <変更前>

(リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係)

第124条 業務規程第90条第1項第2号に定めるリプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者及び当該発電事業者と次の各号に掲げる資本関係又は契約関係を有する者とする。

- 二 資本関係を有する者 次のア及びイに掲げる者
 - ア 当該発電事業者の親子法人等
 - イ 当該発電事業者の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に定める者をいう。以下同じ。）並びに当該発電事業者の親子法人等の関連会社
- 二 契約関係を有する者 次のアからウに掲げる者
 - ア 当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者
 - イ 当該発電事業者と新設発電設備等から発電される電気を受給する契約（FIT法に基づく特定契約を除く。）を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者
 - ウ この号ア及びイに掲げる電気供給事業者と前号に掲げる資本関係がある者

(新設)

【送配電等業務指針】 <変更後>

(電源廃止等により10万キロワット以上連系可能量が増加する場合の取扱い)

第124条 一般送配電事業者は、休廃止等手続により、連系可能量が10万キロワット以上増加することが確実に見込まれるときは、当該休廃止等手続により増加する連系可能量（以下「増加連系可能量」という。）及び増加する時期、並びに連系可能量が増加する送電系統を、系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトにおいて公表する。



- 2 前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、この章の規定の適用については前項の規定により公表した日より12か月が経過するまでの間は、休廃止等手続の対象となる発電設備等が休廃止等手続前における最大受電電力のまま連系され、稼働しているものとみなして取り扱う。ただし、休廃止等手続の対象となる送電系統を対象とする電源接続案件一括検討プロセスにおいてはこの限りではない。

(参考) 系統アクセスに関する規定の変更
(新旧対照表：送配電等業務指針) ⑥

【送配電等業務指針】 <変更前>

(リプレースに該当する可能性がある場合の報告)

第125条 (条文記載省略)

(リプレースの該当性判断のための確認)

第126条 (条文記載省略)

(リプレースに係る系統アクセス情報の報告)

第127条 (条文記載省略)

(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)

第128条 (条文記載省略)

(リプレース案件系統連系募集プロセスにおける契約申込み)

第129条 (条文記載省略)

(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限)

第130条 (条文記載省略)

(リプレース案件系統連系募集プロセスにおける廃止時期変更の制限)

第131条 (条文記載省略)

附則 (平成28年4月1日)

(リプレース案件系統連系募集プロセスの適用)

第5条 (条文記載省略)



【送配電等業務指針】 <変更後>

第125条 削除

第126条 削除

第127条 削除

第128条 削除

第129条 削除

第130条 削除

第131条 削除

附則 (平成28年4月1日)

第5条 削除

【送配電等業務指針】 <変更前>

(新設)



【送配電等業務指針】 <変更後>

附則(令和 年 月 日)

(リプレース案件系統連系募集プロセスに関する経過措置)
第2条 業務規程附則(令和 年 月 日)第3条第1項の規定により、本機関からリプレース該当性判断を行っている案件の通知を受けた一般送配電事業者たる会員は、当該通知を休廃止等手続とみなして、改正後の送配電等業務指針の規定を適用する。
2 この送配電等業務指針の施行の際現にリプレース案件系統募集プロセスを開始している案件については、改正後の送配電等業務指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1. 新業務への対応に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド2～7】
 - 新業務への準備及び役員の定数に関する変更
2. 広域系統整備に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～26】
 - 2-1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更
 - 2-2. 広域系統整備交付金交付に関する変更
3. 系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド27～41】
 - リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更
4. 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド42～52】
 - 災害等復旧費用の相互扶助に関する変更

2019年の台風15号の影響をはじめ、昨今の災害の激甚化により、停電復旧に係る他電力からの応援の規模や期間が大規模・長期化してきている。

停電の早期解消のため、被害を受けた電気設備の仮復旧の実施や他電力からの電源車派遣が求められているものの、現状、災害復旧にかかった費用は、被災したエリアが負担することとなっているため、被災エリアには、設備復旧に係るコストに加えて他電力からの電源車派遣等のコスト負担が発生する。



電力事業者が停電を早期に解消するための対応を実施することを制度的に円滑化するため、災害を全国大の課題として捉えた災害等復旧費用の相互扶助制度を導入し、広域機関が被災したエリアの電力事業者に対し、災害等の復旧に係る費用の一部を交付する業務を行うことと整理された。（※1）

※1 「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」において、新たに、広域機関が実施できる業務として定められている。



広域機関が、被災したエリアの電力事業者に災害等復旧に係る費用の一部を交付するためには、

- ・ 災害等復旧費用の交付金（災害等扶助交付金（※2））に充てるための拠出金（災害等扶助拠出金（※3））に係るルールを整備することが必要
- ・ 災害等扶助交付金交付に係るルールを整備することが必要

※2 交付の対象事業者：一般送配電事業者、送電事業者

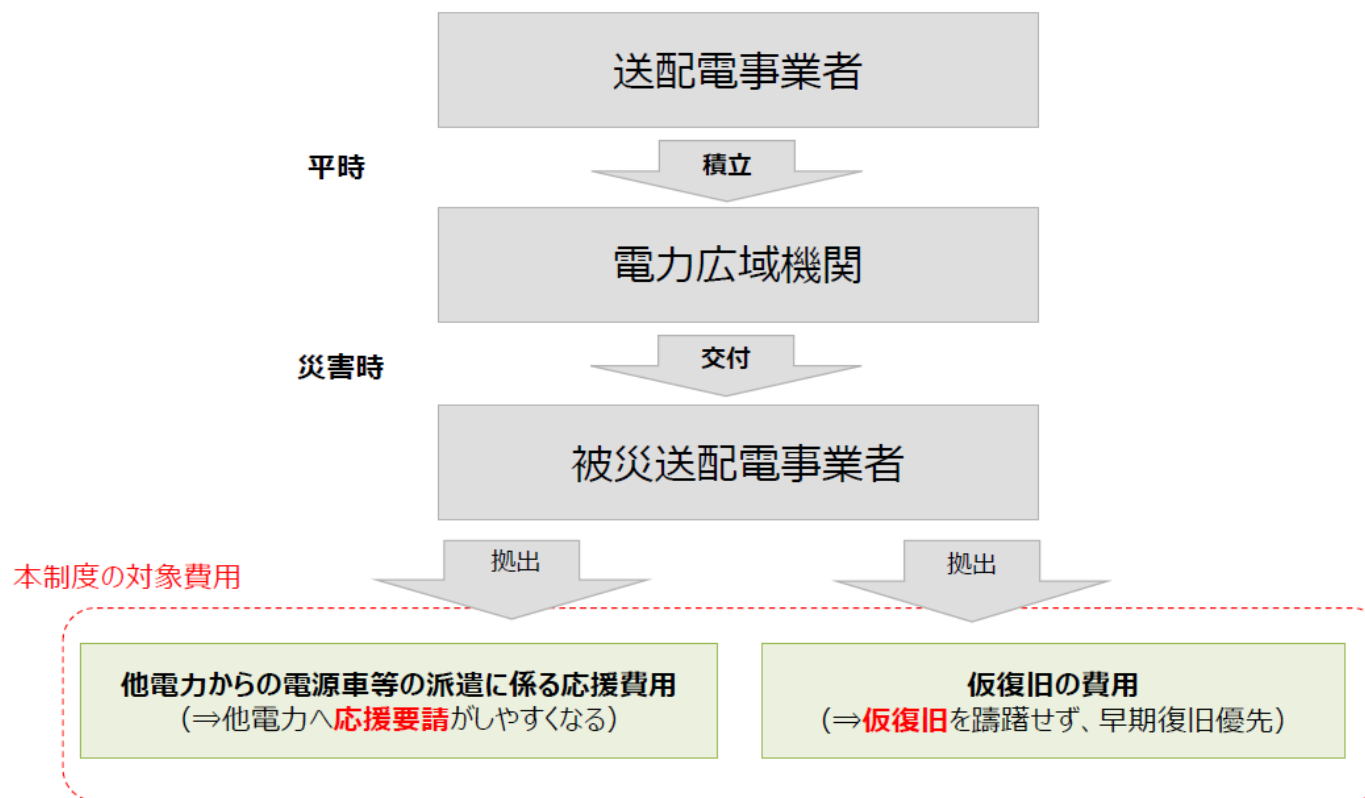
※3 拠出の対象事業者：一般送配電事業者

[変更内容]

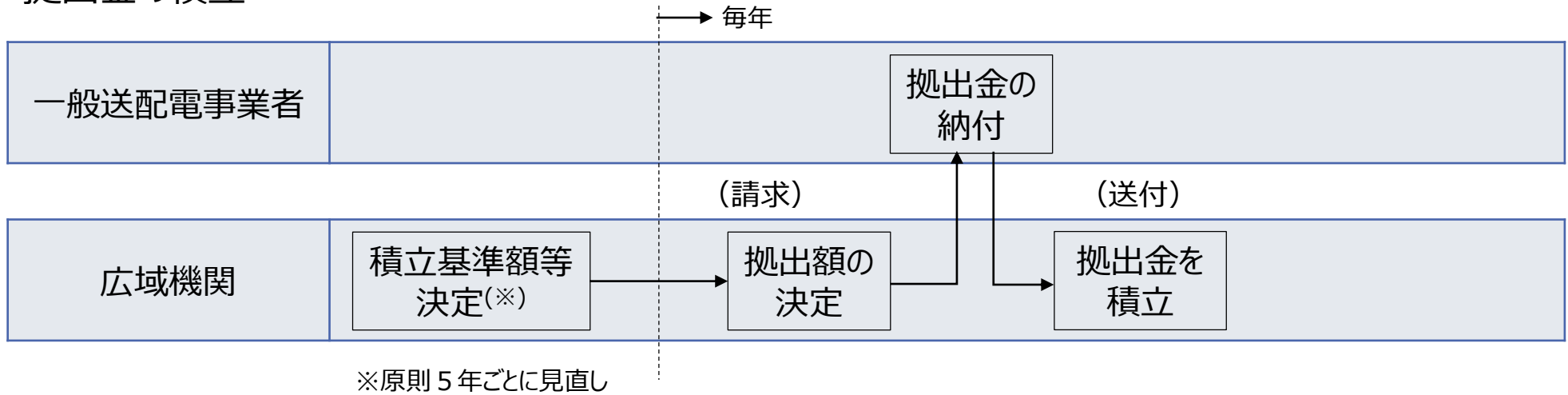
- 災害等扶助交付金に充てるための拠出金を一般送配電事業者に求めることができる旨規定
【定款第56条の3】<新設>
【定款第57条】<変更>
- 広域機関が、災害等扶助交付金を交付する業務を行う旨規定
【定款第5条第9号、第7条第2項第14号、第36条第5項第10号】<新設>
【業務規程第176条の7～第176条の15、附則第4条】<新設>
- 一般送配電事業者及び送電事業者は、災害等扶助交付金の交付を申請することができる旨規定
【送配電等業務指針第267条の6】<新設>

災害復旧費用の相互扶助

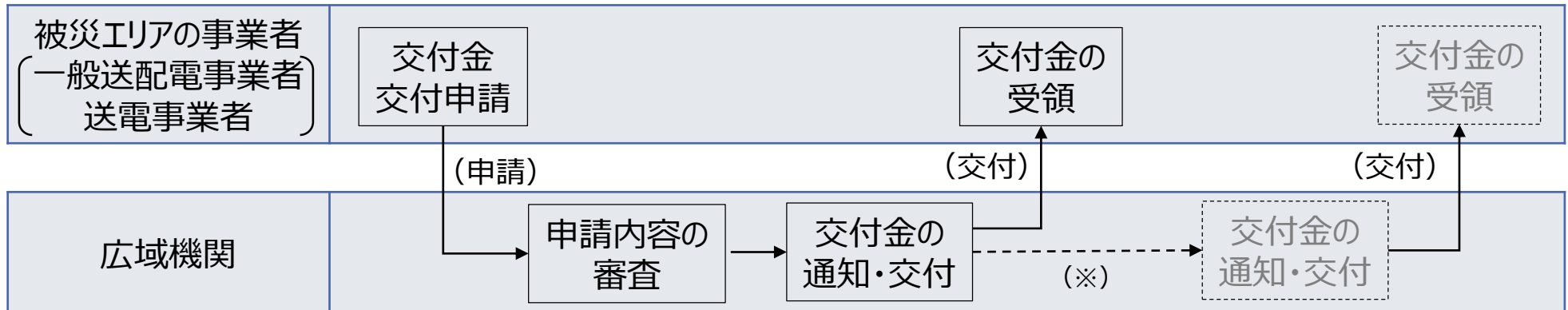
- 昨今の災害の激甚化を踏まえ、停電復旧に係る応援の規模・期間が大規模・長期化することに伴うコスト増加に対応するため、災害を全国大の課題として捉えた費用負担の制度（災害復旧費用の相互扶助）を創設。



拠出金の積立



交付金の交付



※ 積立金不足の場合、不足分については、次年度以降に交付

(参考) 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更
(新旧対照表：定款) ①

【定款】

<変更前>

(業務内容)
第5条 (略)
一～八 (略)
(新設)
九 (略)

(用語)
第7条 (略)
2 (略)
一～十三 (略)
(新設)

(理事会の構成・役割)
第36条 (略)
2～4 (略)
5 (略)
一～九 (略)
(新設)
十～十七 (略)

【定款】

<変更後>

(業務内容)
第5条 (略)
一～八 (略)
九 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
十 (略)

(用語)
第7条 (略)
2 (略)
一～十三 (略)
十四 「災害等復旧費用の相互扶助」とは、法第28条の40第2項の規定により、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付するための仕組みをいう。

(理事会の構成・役割)
第36条 (略)
2～4 (略)
5 (略)
一～九 (略)
十 災害等復旧費用の相互扶助に関する事項
十一～十八 (略)



(参考) 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更
(新旧対照表：定款) ②

【定款】

<変更前>

(新設)

(滞納者への対応)

第57条 本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金若しくは電源入札拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

【定款】

<変更後>

(災害等扶助拠出金)

第56条の3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、毎年度、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付に係る拠出金（以下「災害等扶助拠出金」という。）を求めることができる。
2 災害等扶助拠出金の額、納入期限その他の災害等扶助拠出金の納入の方法に関する事項は、理事会の議決により定める。
3 一般送配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに災害等扶助拠出金を納入しなければならない。

(滞納者への対応)

第57条 本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。



【業務規程】

<変更前>

(新設)

【業務規程】

<変更後>

第3節 災害等復旧費用の相互扶助

(災害等復旧費用の交付業務)

第176条の7 本機関は、法第28条の40第2項の規定により、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金（以下「災害等扶助交付金」という。）を交付する業務を行う。

(毎事業年度の災害等扶助拠出金の総額と積立基準額の設定)

第176条の8 本機関は、毎年発生する蓋然性が高い通常規模の災害への対応分に加え、数年に一度発生する大規模な災害に対応するための積立分を考慮して毎事業年度の災害等扶助拠出金の総額を定める。

2 災害等扶助拠出金の過度な積み立てを回避するため、災害等扶助拠出金の積立額に基準（以下「積立基準額」という。）を定める。

3 前2項に規定する災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額は、原則として5年ごとに見直す。ただし、大幅な積立不足が生じる場合など、見直しを行う必要が生じた場合には、この限りでない。

(災害等扶助拠出金の積立)

第176条の9 本機関は、災害等扶助交付金の交付に充てるため、毎年度、一般送配電事業者たる会員から拠出される災害等扶助拠出金を積み立てる。

2 前項の規定にかかわらず、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者たる会員に対して災害等扶助拠出金の拠出を求めない。



【業務規程】

<変更前>

(新設)

【業務規程】

<変更後>

(災害等扶助交付金の交付対象者)

第176条の10 災害等扶助交付金の交付対象者は、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員とする。

(災害等扶助交付金の交付対象災害等)

第176条の11 本機関は、災害等扶助交付金の交付対象となる災害その他の事由の具体的な基準について、第176条の15に規定する運用要領に定める。

(災害等扶助交付金の交付対象費用)

第176条の12 災害等扶助交付金は、停電を早期に解消するための仮復旧等に係る費用を交付対象費用とする。

2 本機関は、前項の災害等扶助交付金の交付対象費用の具体的な項目について、第176条の15に規定する運用要領に定める。

(災害等扶助交付金の金額の決定)

第176条の13 本機関は、交付対象者より災害等扶助交付金の申請があった場合には、第176条の15に規定する運用要領で定める基準により申請内容を精査する。

2 本機関は、前項の精査を踏まえ、交付対象費用と認められる金額から、1割の自己負担分を控除して災害等扶助交付金の金額を決定し、当該申請をした交付対象者に通知する。



【業務規程】

<変更前>

(新設)

【業務規程】

<変更後>

(災害等扶助交付金の交付)

第176条の14 本機関は、前条第2項の規定により通知した金額を当該申請をした交付対象者に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、本機関は、ある事業年度に交付する災害等扶助交付金の金額が災害等扶助拠出金の積立残高を超える場合においては、当該超える金額は、翌事業年度以降に納付される災害等扶助拠出金をもって、翌事業年度以降に交付対象者に交付する。

(災害等復旧費用の相互扶助に関する運用要領の策定)

第176条の15 本機関は、災害等扶助交付金の交付対象となる災害その他の事由の具体的な基準及び交付対象費用の具体的な項目並びに災害等復旧費用の相互扶助の運用に関する手続、提出資料、その他円滑に運用するために必要となる事項を定めた運用要領を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。



(新設)

附則 (令和3年 月 日)

(災害等扶助拠出金の算定)

第4条 第176条の8第1項に規定する一般送配電事業者たる会員が拠出する災害等扶助拠出金の金額及び積立基準額は、令和7年度までの間、国から通知を受けた額を踏まえ算定する。

【送配電等業務指針】

<変更前>

(新設)

【送配電等業務指針】

<変更後>

第3節 災害等復旧費用の相互扶助

(災害等扶助交付金の交付申請)

第267条の6 一般送配電事業者及び送電事業者たる会員は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。

